定款

2022年6月29日

株式会社タイドーリミテッド

```
1951 年 12 月 1 日施 行
1954 年 5 月 29 日改正
1955 年 5 月 28 日改正
1955 年 12 月 23 日改正
1959 年 6 月 26 日改 正
1961 年 12 月 22 日改 正
1967 年 6 月 23 日改正
1971 年 6 月 23 日改 正
```

1973 年 6 月 22 日改 正 1974 年 12 月 23 日改 正 1980 年 3 月 15 日改正

1980 年 7 月 29 日改 正 1982 年 4 月 26 日改正 1987 年 4 月 28 日改正 1989 年 6 月 29 日改正 1991 年 6 月 27 日改 正 1994 年 6 月 29 日改正 1999 年 6 月 29 日改正 2002 年 6 月 27 日改正 2003 年 6 月 27 日改 正 2004 年 6 月 29 日改正 2005 年 6 月 29 日改正

2006 年 2 月 1 日改正 2006 年 6 月 29 日改正 2009 年 6 月 26 日改正 2010 年 6 月 29 日改 正 2015 年 6 月 26 日改正 2022 年 6 月 29 日改 正

株式会社ダイドーリミテッド定款

第1章総則

(商 号)

第1条 当会社は株式会社ダイドーリミテッドと称し、英文名は DAIDOH LIMITED と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は下記の事業を営むことおよび下記の事業を営む会社およびこれ に相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、 当該会社の事業活動を支配・管理すること。
 - 1. 毛糸および毛織物、その他各種繊維製品の企画、製造、加工および 販売
 - 2. 衣料品、服飾品、その他日用品雑貨類の企画、製造、加工および販売
 - 3. 運動用品およびその雑貨類の企画、製造、加工ならびに販売
 - 4. 家具およびインテリア用品の製造、販売
 - 5. 広告宣伝および市場調査に関する業務
 - 6. 不動産の売買、賃貸および管理
 - 7. 社会教育、保健体育、娯楽、飲食に関する施設の運営
 - 8. 自動車教習所の経営および自動車の販売、修理
 - 9. 経営上必要と認める他会社の株式所有および投資
 - 10. 関連会社に対する物件の賃貸
 - 11. 関連会社からの業務の受託
 - 12. 上記各号にかかわる輸出入業務
 - 13. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

- 第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。 (公告方法)
- 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行なうことができない事故その他のやむ得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行なうことができる。

붗

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
 - (2)株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株式取扱規程)
- 第10条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。 (株主名簿管理人)
- 第11条 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって 定め、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその 他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名 簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株 主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は代表取締役のうち取締役会により定めたものが招集し、その 議長となる。代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた 順位によって他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

- 第15条 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
 - 2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行なう。

(電子提供措置等)

- 第16条 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 1. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
 - 2. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の解任)

- 第20条 1. 取締役は、株主総会の決議により解任することができる。
 - 2. 取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 1. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日より3 日前までに発するものとする。ただし緊急の場合にはこの日を短縮 することができる。
 - 2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意あるときは招集通知を省くことができる。

(取締役会の決議)

- 第23条 1. 取締役会の決議は議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。
 - 2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の可決する旨の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第24条 当会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

- 第25条 1. 取締役会は、代表取締役の中から取締役社長1名を定める。
 - 2. 前項のほか取締役会はその決議をもって取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役、顧問)

- 第26条 当会社は取締役会の決議によって相談役、顧問を置くことができる。 (取締役の報酬等)
- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役、補欠監査役の選任)

- 第30条 1. 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
 - 2. 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時 までとする。

(監査役の解任)

- 第31条 1. 監査役は、株主総会の決議により解任することができる。
 - 2. 監査役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(監査役の任期)

- 第32条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 任期満了前の退任者の補欠として選任された監査役の任期は退任者の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会の招集通知)

- 第33条 1. 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より3日前までに発する ものとする。ただし緊急の場合にはこの日を短縮することができる。
 - 2. 監査役会は、監査役の全員の同意あるときは招集通知を省くことができる。

(監査役会の決議)

第34条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半 数をもって行なう。

(常勤の監査役)

第35条 当会社の監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監查役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第6章 取締役、監査役および 会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第38条 1. 当会社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
 - 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、監査 役および会計監査人との間で、当会社に対する損害賠償責任に関す る契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当)

- 第40条 1. 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。
 - 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に 記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(配当金等の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過して もなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

- 1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を 改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改 正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効 力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

DAIDOH POR HIGHER QUALITY IN LIFE